

平成 2 7 年 第 1 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 6 月 2 2 日（月）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一
	指導室事務係長	寺 内 明 彦

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

<p>白井教育長</p>	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 27 年第 12 回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。松原委員と尾上委員にお願いします。</p> <p>続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 37 号議案、江戸川区指定無形文化財の保持者認定解除についてを議題とします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>柴田教育推進 課長</p>	<p>第 37 号議案、江戸川区指定無形文化財の保持者認定解除についてでございます。1 枚おめくりいただきますと、告示の案でございますが、こちらに記載のとおり、江戸川区文化財保護条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別表の江戸川区指定文化財の保持者認定を解除するというものでございます。</p> <p>条例の第 7 条第 4 項と申しますのは、区の指定無形文化財の保持者が死亡した時、または保持団体が解散した時は、当該保持者または保持団体は解除されたものとし、区指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき、または保持団体の全てが解散したときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとするという規定でございます。</p> <p>また、この場合には教育委員会は、その旨を告示しなければならないという条例になっております。本案件は、指定番号 64 番の無形文化財工芸技術漆塗りにつきましては、この保持者が本人死亡のためということで、解除の該当に当たるというものでございます。</p> <p>実は、この方は昨年 12 月にお亡くなりになっておりました。ただ、この方が区の文化財の団体に所属をされておられませんでした。ご家族の方も、そうした指定云々ということには、余りご存じなかったということで、今年度になりまして、指定対象ということで補助金の通知をしました。補助金の申し込みの書類を送ったときに初めて、このご子息が指定されているということに気がつかれたということで、ご連絡をいただいたのがつい最近でございます。</p> <p>ということで少し時間はあきましたけれども、ここで知り得た、また届け出をいただきましたので、解除ということでさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、前回、前々回のときにお話ししたとおり、教育委員会から指定解除するときには文化財保護審議会に諮問を行います。審議会でその承認をして、審査をして、その上で答申がまいります。その上で教育委員会で解除の決定をするわけですが、死亡者の場合は、その諮問をせずに、届け出があった時点で直近の文化財保護審議会に諮問をした上で教育委員会にその報告をする</p>

	<p>と。それを受けて、教育委員会で告示をすると。そういう手続になってございます。</p> <p>本案件につきましては、これに当たるということでございまして、6月15日に文化財保護審議会が開催されました。そのときに、この届け出が直近で間に合いましたので、審議をしていただいた上で、今回、教育委員会の議案として挙げたものでございます。</p>
教 育 長	<p>今、説明をしてもらいましたが、このことにつきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>先ほどの条例に挙げましたけれども、この技術自体、漆器の技術自体は、他にまだ技術者が登録されております。</p> <p>ですので、この技術自体は、このまま残ります。保持者の解除だけです。</p>
教 育 長	<p>では、ご質問、ご意見ございますでしょうか、よろしいですか。</p> <p>それでは、ないようですので第37号議案については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成ということでございますので、これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
教 育 長	<p>以上をもちまして、平成27年第12回教育委員会定例会を終了させていただきます。</p> <p>閉会時刻 午後1時38分</p>